

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、契約社員・パート社員を雇用している北海道内の企業様向けに、改正労働契約法セミナーを開催いたします。本セミナーは、当事務所がJR北海道グループ会社勉強会において講演させていただいた内容を、一般の企業向けにアレンジしたものです。

下記のセミナーご案内をご高覧いただき、ぜひ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。
敬具

セミナーご案内

改正労働契約法：有期労働契約の5年ルールなど

～契約社員・パート社員との労働契約における注意点～

講師：弁護士 古瀬康紘、弁護士 長崎拓也

平成25年4月1日に施行された改正労働契約法により、有期労働契約に関するルールが大きく変わりました。有期雇用の労働者が同じ会社で継続して5年を超えて働いた場合、本人が希望すれば、会社は、その労働者を無期限に雇わなければならなくなったのです。契約社員やパート社員を雇っている会社は、思わぬ問題を避けるために、この新ルールへの対応は避けられません。

改正労働契約法では、以上の点以外にも重要な改正が行われています。本セミナーでは、改正労働契約法による新ルールを解説した上で、会社として対応すべきポイントをお伝えします。

主催

桶谷法律事務所

〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目
南一条法務税務センター9階
TEL011-281-2226 FAX011-281-2228
[http:// www.oketani-law.com](http://www.oketani-law.com)

日時・場所

- 平成25年10月25日（金）
午後3時30分～5時（3時15分受付開始）
- 札幌市中央区北四条西二丁目1番18
邦洋札幌N4・2ビル9階
HOYO札幌ビジネスラウンジ
（地図は裏面）

-----申込書（FAX011-281-2228）-----

| | | |
|--------|---------|---------|
| 会社名 | 電話 | Fax |
| 会社所在地 | | |
| 参加人数 名 | 参加者代表者名 | メールアドレス |

セミナー概要

平成 24 年改正労働契約法の内容や、実務上留意すべき点について、Q & A を交えて分かりやすくご説明いたします。

- 平成 24 年の労働契約法改正の背景
- 無期労働契約への転換ルール
- 雇止め法理の立法化
- 不合理な労働条件の禁止
- 無期労働契約への転換後の労働条件
- 就業規則改定のポイント

講師略歴



弁護士・弁理士
古瀬 康紘
(こせ やすひろ)

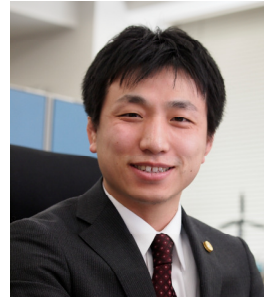
[略歴]

- ・ 東京大学工学部卒業、神戸大学法科大学院修了
- ・ 東京の最大手法律事務所に勤務後、札幌の桶谷法律事務所に移籍

[取扱案件・講演実績]

労働問題について、企業からの相談に応じるほか、紛争案件にも使用者側代理人として対応している。

平成 25 年 8 月、JR 北海道グループ会社勉強会にて、改正労働契約法に関する講演を行った。



弁護士
長崎 拓也
(ながさき たくや)

[略歴]

- ・ 東京大学法学部卒業
- ・ 北海道大学法科大学院修了
- ・ 札幌において司法修習を修了後、桶谷法律事務所に勤務

[取扱案件]

企業関連法務に精力的に取り組んでおり、企業側からの労働問題の相談についても多数の対応実績を有している。

お申込み要領

- 受講料：3,150 円（税込み）
- 定員：18 名
- 参加には事前のお申込みが必要です。10 月 18 日（金）までに FAX、メール又は電話にてお申込みください。お申込み後、受講票をお送りします。会場が満席になり次第、募集は終了とさせていただきます。
- 連絡先：桶谷法律事務所（担当：仲谷）
TEL:011-281-2226 FAX:011-281-2228
Email:mail@oketani-law.com

会場詳細

- 札幌市中央区北四条西二丁目 1 番 18
邦洋札幌 N4・2 ビル 9 階
HOYO 札幌ビジネスラウンジ

